

一般社団法人リニューアルイノベーション協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人リニューアルイノベーション協会と称し、英文では、Renewal Innovation Association、略称は、R.I.A と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(定義)

第3条 消音標準化システムとは、建築リニューアル工事において、当法人が認定する発生騒音レベルの低い工具を開発、製造、販売しそれを使用した消音工事、標準化された作業により人手不足を解消しながら生産性を向上させた標準化工事やこれらを組み合わせた工事の施工体系全体を言う。

(目的)

第4条 当法人は、建築リニューアル工事において次のイノベーションに取り組み、リニューアル市場への新たな入職者と雇用を生み出し、広く社会に貢献することを目的とする。

- (1) 従来の作業の職人技を標準化することにより、人手不足を解消し、さらに、作業の自動化生産を推進して生産性の飛躍的向上をはかる。
- (2) 消音標準化システムにより、休日夜間作業を平日昼間作業に変更し、労働環境を改善してワークライフバランスを確保する。
- (3) 消音標準化システムを広く普及し、企業の業績向上と社会の進歩発展に貢献する。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消音標準化システムに必要な知識、資料、データ情報の収集及び提供事業
- (2) 消音標準化システムに必要な技術並びに技能の研究開発事業
- (3) 消音標準化システムに必要な技術並びに技能の認定事業及び教育事業
- (4) 消音標準化システムにおける消費者保護に関する事業
- (5) 国内並びに国外での、消音標準化システム並びに施工技術に関する普及・啓発事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する

る法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して、消音標準化システムの普及活動を実施する建築工事業の建設業許可を受け、建設業を営む法人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して、消音標準化システムの普及活動に協力、助力する法人又は個人
- (3) 特別会員 当法人の目的に賛同して、消音標準化システムを積極的に利用することで、リニューアル業界の働き方改革推進の支援を行う事業者
- (4) 一般会員 当法人の目的に賛同して、消音標準化システムの工具の開発、製造、販売するメーカー

（正会員等の資格の取得）

第7条 当法人の正会員、賛助会員、特別会員及び一般会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第8条 正会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、理事会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員並びに一般会員は、会費等に関する規則に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

（任意退社）

第9条 全ての会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき

- (3) 総正会員が同意したとき
 - (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
 - (6) 除名されたとき
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人も対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 当法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の資格承認、除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日の1週間（社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することとするときは、2週間）前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長が当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 社につき 1 票とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 19 条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会運営規則)

第 22 条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 23 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内。ただし理事のうち 1 名以上は、正会員でかつ個人である者の中から選任する。

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、会長をもって一般法人法の代表理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び本定款に定めるところにより、当法人を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等やむを得ない理由があるときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、当法人の業務を分担執行する。

5 会長、専務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の残任期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(責任の免除又は限定)

第 30 条 当法人は、一般法人法第 111 条第 1 項の役員の賠償責任について、同法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、一般法人法第 115 条の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 社員総会の招集請求の決定
- (7) 各委員会の設置及び運営に関する事項の決定
- (8) その他当法人に関する重要事項の決定

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 35 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 5 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 38 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧と供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(余剰金の不分配)

第42条 当法人は、余剰金の分配は行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合にいて有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会において別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還手続き)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第50条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第10章 支部

(支部)

第51条 当法人の事業を推進するために支部を設置することができる。

2 支部の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 委員会

(委員会)

第52条 当法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会運営規則によるものとする。

第12章 専門事業部会

(専門事業部会)

第53条 当法人の事業を推進するために専門事業部会として、外装事業部会及び内装事業部会を設置する。

2 専門事業部会に部会長1名を置く。

3 専門事業部会に、専門分科会を設置することができる。

4 専門事業部会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 事務局

(設置等)

第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の決議より別に定める。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって事前の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第15章 補則

(委任)

第 56 条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 本定款は、令和元年 11 月 13 日登記及び施行。
- 2 本定款の変更は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

以上